

金春家文書伝来の経緯

宮本, 圭造

(出版者 / Publisher)

野上記念法政大学能楽研究所共同利用・共同研究拠点「能楽の国際・学際的研究拠点」 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

金春家文書の世界 : 文書が語る金春家の歩み (能楽研究叢書 ; 7)

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

7

(終了ページ / End Page)

31

(発行年 / Year)

2017-03

金春家文書伝来の経緯

宮 本 圭 造

はじめに

能楽諸家の中で最も古い歴史を誇る金春家には、世阿弥自筆能本や金春禪竹自筆の伝書をはじめ、貴重な能楽資料が数多く伝えられてきた。その一部は今も金春宗家に伝わるが、維新後に流出した文書も少なくなく、現在、奈良県生駒市の宝山寺のほか、法政大学能楽研究所などにもまとまった数の金春家伝来文書が分蔵されている。また、維新後の混乱によって散逸した文書も少なくないと考えられ、金春家文書の全容については、いまだ十分に明らかになっていないと言いが難い。

筆者は平成二十六年から能楽研究所が所蔵する金春家旧伝文書の調査と並行し、金春宗家所蔵の金春家文書の悉皆調査を行ってきた。その結果、金春宗家のもとにも、なお相当数の文書が伝わっていることが判明した。現在、宝山寺が所蔵する金春家文書は約四十点、般若窟文庫として能楽研究所に所蔵される宝山寺旧蔵の金春家文書は約二千点に上り、従来はこれが金春家の伝えてきた文書の大半であると考えられていた。すなわち、表章・伊藤正義『金春古伝書集成』（昭和四十四年、わんや書店）の「金春伝書の相伝と伝来」に「明治三十年代の中頃と思われる頃（中

略) 金春宗家所蔵文書の大半が、宝山寺に移管されることになった」と記されている。しかるに、今回あらためて悉皆調査を行ったところ、金春宗家にも、千五百点を越える数の文書の存在が確認され、宝山寺移管の金春家文書に匹敵する点数の文書が所蔵されていることが明らかになったのである。これらの中には、当然、般若窟文庫の金春家旧伝文書と深く関わるものが多い。上巻が般若窟文庫にあつて、下巻が金春宗家にある、といった例や、原本が金春宗家にあつて、その写しが般若窟文庫にある、といったケースも珍しくない。明治期に金春家文書は宝山寺に移管されたものと、そのまま金春家に留められたものとは大きく二分されることになるが、その際、世阿弥自筆能本や金春禅竹自筆伝書などの貴重本は宝山寺に移管し、演能のために必要な実用的な型付の類は金春家に置いておく、といった緩やかな分別意識はあつたらしいものの、それ以外の文書については、かなり無造作に分けられていたという印象が濃厚である。離ればなれになつた般若窟文庫と金春宗家蔵の金春家文書を突き合わせることで、新たに明らかになる事柄は少なくないと予想され、その上で、総合的な観点での金春家文書の研究を進めていく必要がある。その研究の端緒として、本稿ではまず、これらの文書群がどのように伝来したのか、という問題について考えてみることにしたい。

一、金春家文書の形成

金春家文書のうち、最も伝来が古いのは、世阿弥が金春禅竹に贈つた一連の能本である。近年、金春宗家文書の中に、坂阿の節付になる十四〜十五世紀の宴曲の譜本が含まれることが紹介されたが、⁽¹⁾同書が金春家に入った経緯・年代については全く不明で、その奥書に見える「金春大夫／秦鎮喜」についても、金春家歴代の中に該当する人物を見出だせない。年代がはっきり知られるものの中では、禅竹へ相伝の世阿弥自筆能本、同じく世阿弥から相伝された禅

竹筆の世阿弥伝書、禅竹自筆の「六輪一露」や〈翁〉に関する伝書が、金春家文書の基層を成していると見て、まず間違いのないであろう。これ以後、金春禅鳳の『毛端私珍抄』『反故裏の書』（現在は共に江戸初期の転写本である八左衛門本のみ現存）などの伝書、金春喜勝・安照ら奥書の謠本などが加わり、さらに江戸期に入ると、金春重栄・金春氏綱らの歴代大夫が、諸書の写しや種々の覚書を書き残し、金春家文書の内容をさらに豊かにしていった。特に、分家八左衛門家の当主であった金春安住は筆まめで知られ、謠本・伝書・付の写しはもちろん、番組の控えや日々の雑感を書き留めた何気ないメモにいたるまで、実に膨大な分量の文書を残している。このように様々な時代に書き記された文書群が、地層のように幾重にも積み重なっている点が金春家文書の最大の特徴であり、またその点に稀有な資料価値を見出すことが出来るよう。文書の内容も多岐にわたり、芸道に関わる資料の他に、学究肌で知られる江戸中期の竹田権兵衛家の当主、竹田広貞が猿楽の歴史について纏めた大部な著作の稿本や、大和国内の金春家領地の年貢収納帳など、地方関係の古文書も含まれる。能楽諸家が伝えた文書として、量的にも質的にも、観世家伝来文書と双璧を成す資料群であることは、大方異論があるまい。

現在諸所に分蔵されている金春家文書の総点数が、三千五百点から四千点に近い数に上ることは、冒頭に述べた通りである。それだけでも既に十分に膨大な数と言えるが、六百年にわたる金春家文書の形成・伝来の過程で、失われた文書もまた少なくなかった。ことに、これは金春家に限ったことではないが、戦国期の戦乱によって伝来の文書が失われたことを示唆するいくつかの資料が残されている。例えば、八左衛門本『円満井座系図』（能楽研究所蔵）には、「金春家の代々のつりの書物ハ江州佐々木殿くつれにうせ申候由、安照公被仰候也」とあり、金春家の釣書き系図が「江州佐々木殿くつれ」に散逸したことが見える。また、文書のみならず、伝来の能面も同じく散逸の危機にあったことが、観世新九郎家文庫蔵『謡曲仮面抄』所収の「四座面作者由来」に記されている。同書は、観世庄右衛

門元信の編になる江戸初期頃の『面之書』二巻を写したものであるが、そこには次のようである。

○衆徒、サラバ春日ノヘイクジ次第ト云、鬪ヲトル、牛蓮トリマクル、サレトモ今春ハ代々春日ノ太夫トテ、クジヲヤブル、其時衆徒、神慮ヲソムク上ハトテ、大和ヲライハラヒ、非人共ニ今春家へ行、何ヲモトレト云、牛蓮ハウノノ躰ニテ大和ヲニゲノキ、越前ノ方へ行、此時間トモウセタリ、筒井殿、少其刻求ヲキ、後今春へ来ル、サスガ春日ノ太夫タルニヨリ、頓而昔ノゴトク、大和へ帰り、鼻金剛果後、金剛ノ上ニ床木立ル、コノ時、金春ニハサンノ家ニキズツク也、右ノ仕合ニヨリ、昔ヨリ金春ノ面スクナク成ナリ

右は、金春岷蓮と鼻金剛の松の下争いの記事に続いて記されるもので、金春岷蓮が松之下の席次をめぐって鼻金剛と争い、神鬪を不服として神慮に背いたため、衆徒の命令で非人が金春家の家財を略奪し、この時、多くの能面が散逸した由が見える。その後、「筒井殿」がいくつかの能面を買い戻し、金春家に贈ったとあるが、この「筒井殿」はおそらく筒井順慶であろう。すなわち、文政元年（一八一八）、金春安住が狂言師の山脇元業に宛てた書状（般若窟文庫蔵）に、次のようである。

将昔此小面と般若坊作之般若面を困窮之砌、百貫文宛之質物に差入置候を、大和大名筒井順慶老被聞之、天下之名物を他に預け置候段怠慢之至成りとして請戻、二枚共面之裏額之所に朱漆を以自身之花押を居候、順慶と認、已後を禁メ被送戻候事、却而名物之證判、不慮之甚幸也（以下略）

これは、金春家が困窮のために小面と般若の面を質に入れたところ、それを聞き及んだ筒井順慶が買戻して、面裏に「順慶」の署名をした上で金春家に戻した、という逸話を伝えるものである。そしてここにも、流出した能面を買戻し、金春家に戻した人物として筒井氏の名が見える。右の二つのエピソードは、同じ出来事について記したものである可能性が高いといえよう。もっとも、両資料が伝える金春家の能面流出の時期については、再検討の余地があり

そうである。「四座面作者由来」によれば、金春家が能面を失ったのは、鼻金剛との松之下の席次争い後のことで、すなわち天文十三年（一五四四）の時ということになる。しかし、当時の筒井家の当主は、順慶ではなく、その父順昭であり、金春安住の書状とは矛盾する。金春家の能面流出の時期が、天文十三年の松之下席次争いの時期ではなかったか、あるいは、金春家の面を買い戻したのが、筒井順慶ではなく、その父順昭であったか、の何れかであろう。結論からいえば、前者の可能性がより高いように思われる。というのも、現在、永青文庫が所蔵する金春家旧蔵の般若面には、金春安住の書状が伝えるように、確かに「順慶」の署名と花押が朱漆書で書かれており、金春家の面を買い戻したのが、順慶その人であった可能性が高いからである。筒井順慶が「順慶」の名乗りを用いるのは永祿九年（一五六六）以降のことであり、金春家の面流出も、それ以後の出来事であったと推測される。

永祿頃の金春家は、戦乱の影響を受けて、確かに能面を手放しかねない状況にあった。伊予の守護大名河野氏の文書（大分県先哲史料館蔵）の中に、竹田氏昭すなわち、金春禪鳳の息子である大夫氏昭（宗瑞）が「ゆつき御屋形様」に宛てた書状が収められている。「ゆつき御屋形様」とは、伊予の湯築城主・河野通宣のことで、通宣は金春氏昭に師事して能の稽古を行っていた（『岡家本江戸初期能型付』）。その書状の文面は以下の通りである。

幸便乍憚申上候、前々／御恩共兩山難忘令存候／我等ふしきニ今日まで如此候／然共去年江州乱国ニ罷成／身軀さん／の儀候、只今南都ニ／か、ミ申候、朝暮 御能之儀／拜見之心仕候てなくさミ申候／当年八十一歳ニ罷成候、一向／きやうふなと叶不申候、中／うらミなる命ニて御座候、あハレ／若候者、今一度罷下御礼／申上候てとのそミ斗候、先々／大 御屋形様何事無御座候哉／万事目出度令存候、返々／いつも／ 御能之見事さ／於此方ニたれ／ニも申事候、目出／罷下御礼申上候様ニと存斗候／恐惶謹言

七月十四日 氏昭（花押）

ゆつき御屋形様 人々御中

ここには、氏昭が前年の江州乱国のために散々の体となり、南都に逼塞して、八十一歳の今、歩行も叶わぬ状況であったことが見える。氏昭の生没年は不明とされている。行年は八十三歳あるいは八十四歳の両説があるが、本書状によっても、大変長命であったことが確かめられる。氏昭の息子の喜勝は天正十一年（一五八三）に七十四歳で没しているから、仮に喜勝が氏昭二十歳の時の子供だと仮定すると、氏昭の生年は延徳三年（一四九一）となり、その八一歳は元龜二年（一五七一）ということになる。

もう一つ、右の書状の年時を推測する手がかりとなるのが、「去年江州乱国」と見えることである。元龜二年前後で、これに該当しそうな事件を探索すると、永禄十一年（一五六八）の観音寺城の戦いが第一の可能性として浮上する。これは、近江の戦国大名六角（佐々木）義賢と織田信長とが戦ったもので、織田氏の軍勢の前に、六角義賢は観音寺城を明け渡し、これによって、六角氏の没落は決定的となった。近江の六角氏は金春大夫を特に後援した大名であり、先に述べた天文十三年の松之下席次争いの折に、金春の後ろ盾となつて、室町幕府に働きかけたのも、六角氏であった。戦国の混乱期に、金春大夫が六角氏を頼つて近江に滞在し、信長の上洛に際して、戦乱に巻き込まれたことは十分に考えられよう。八左衛門本『円満井座系図』に言う「江州佐々木殿くつれ」が、この観音寺城での戦いを指している可能性はかなり高いと見てよく、おそらくは、その混乱の最中で（あるいはその後の困窮の中で）、伝来の文書や能面を失つたのであろう。右の書状にいう「去年江州乱国」が、永禄十一年の観音寺城の戦いを指していたとすると、当該書状の年時は永禄十二年となる。永禄十二年時点での氏昭の年齢を八十一歳とした場合、先に喜勝の生年から類推した氏昭の生年との誤差は僅か二年となり、この推定が最も蓋然性が高いといえよう。すなわち、従来不明であった氏昭の生没年は、延徳元年（一四八九）の生まれ、永禄十四年（元龜元年）ないし翌元龜二年の没と推

測することが出来る。ともあれ、金春家文書中に戦国期の資料がきわめて少ないのは、この戦乱による影響が少なくないと考えられる。

江戸期以降の金春家文書の伝来については、『金春古伝書集成』に伝書の相伝を中心とした詳細な考察が見られるが、戦国期のような、まとまった文書散逸の事実はなかったようである。しかしながら、いくつかの文書については、流出を窺わせる証拠がある。例えば、明和三年（一七六六）の金春氏綱筆「写しはあれど本書の無き古書の覚書」（般若窟文庫蔵）は、表題のごとく、金春家文書中に写しはあるが、原本が見当たらない古書についての覚書であるが、そこには、「春日若宮御祭礼の座配についての將軍家下知状」「一休和尚御筆」「七郎親借銭についての秀吉朱印状」「南都戒壇院志玉御筆」「一條兼良御筆」などが、写しのみ伝わる古書として挙がっている（古書の名称は原資料の通りではなく適宜改めた）。そのうち、原本の当時の所在について言及するものは少なく、既に行方知れずになっていたものが殆どだと見られるが、「一休和尚御筆」について、次のような記述が見えるのが注目される。

一休和尚御筆「アルトキハイロニソミ」写有之 本書京都道具屋、今ニ所持之由「コハ□□町之□□□□」□本書無之者、先祖之内コンキウ之節、□ニ預ケ置ト□ウケ候事不叶、人之手ニ渡リ□□□□スルトコロナ□何方ニ有之哉□□アラ□フルコト「□□□□」

虫損が著しく、判読不能の箇所が少なくないが、「一休和尚御筆「アルトキハイロニソミ」すなわち「一休題江口詩」として知られる一休禪師の自筆が、当時、京都の道具屋の所蔵になっていたとの情報を伝えている。金春家の先祖が困窮の際、人に預けておいたものが質流れとなったらしい。この「一休題江口詩」については、その一休の真蹟なるものを所持する江戸の大原宗真が、元禄九年（一六九六）、東海寺天倫・定恵院拙堂・天真寺順叟・妙解院大雲・清光院月庭に乞うて「証」を極めてもらった文の写しが般若窟文庫中に見える（「一休題江口詩極め写し」。そ

れによれば、金春家で代々家宝として伝えられてきた一休の真蹟は、その後、織田有楽斎の入手するところとなり、以降、織田家が代々所持していたが、織田内匠長根の代に大原宗真がこれを乞い求め、家宝としたという。先に見た明和三年の氏綱書付は、その大原所持の一休真蹟が、当時さらに所有者の手を離れ、京都の道具屋の蔵するところとなっていた事情を物語るものであろうか。この真蹟の現所蔵先は不明だが、筆者は以前、書道関係の書籍に、それらしきものが写真入りで掲載されているのを目にしたことがある。迂闊にもメモを怠ったため、詳細をここで述べることは出来ないが、現在もなおどこかに真蹟が残っている可能性は十分にあるのではなからうか。

一方、芸道関係の書物については、江戸中後期の時点で古書の扱いを受けていた謡本・伝書・型付の大部分が、現在にまで伝わっていると見てよいであろう。金春氏綱、安住の二人は、金春大夫家伝来の伝書の抜書や、古書の奥書を転記した書付を数多く残しており、それによって、当時、金春家に所蔵されていた文書の概要が窺い知られるが、そこに書き留められた謡本や伝書は、現在もその殆どが宝山寺・般若窟文庫・金春宗家に残っているからである。なお、金春家の文書は大部分が南都の金春屋敷に保管されていたようで、金春宗家蔵「安住書付（金春元信御筆につき）」には、以下の如く、金春隆庸から元信自筆の書物を預かった安住が、これを「南都御蔵書物单司」に納めた由が記されている。

此御覚書、金春八郎／秦「法名一扇則夢居士」元信公御筆ト存候／今度隆庸公ヨリ御預り申／持登り南都御蔵書物／单司へ相納候ニ付、書留／置者也

于時天明四甲辰二月終

金春半次郎秦安住

こうして、数千点に及ぶ金春家文書は、幕末にいたるまで南都の金春屋敷において安全に保管されていたらしい。

しかし、明治維新の混乱が、これら文書の継承に大きな影響を及ぼすことになるのである。

二、金春家文書の流出

維新によって金春大夫広成は江戸幕府の禄を離れ、奈良に移住して「春日御能役者」の肩書きを得ることになった。しかし、春日社の神事能は明治四年を最後に中絶、大和国内の金春家の領地も没収となり、広成は深刻な生活苦に見舞われる。その混乱によって、金春家の文書もまた流出の危機に直面したが、大倉繁次郎の談話に左のごとく見えている。大倉繁次郎は奈良住の尾張藩お抱え大鼓役者で、広成とも交流の深かった人物である。

金春家の古記録ですが、今日はどうになりましたか、維新の当時には幾棹の長持に納められて蔵されて居たことは相違ありません。

旧幕時代に於ける奈良の金春家は中々盛んなもので、奈良の大豆山町に一千坪余の屋敷があり、舞台なども立派なものが建つて居り、見物席は正面が三段になり、上段の間は昔は豊太閤も御成のあつた間だといふのでやかましいものであり、中の一段は大広間となり、下の一段は即ち椽側で之れとても中々狭からぬもので、土蔵も幾戸前もありました。

興福寺とか、金春家とか、領地を持つて居るものは、其領内へ通用の為め銀札を発行することが許されて居て、我領地内のみならず広く之れが通用して居ましたが、忘れもさせぬ、彼の伏見の戦争の在つたのが正月の三日で、爰で敗れた幕府軍が、大阪の方へは帰れぬから奈良へ落込んで来たものですから、奈良の騒ぎといふたら非常のもので、前申した銀札は一切通用せぬこととなり、其引換を迫つて多人数が押寄せて来るといふので、金春家の混雑も一方ならず、表門を鎖して人を入れず、窃かに裏の漢国町の念佛寺といふ檀那寺へ、大切な品物を擧

越しに送り、太夫始め家族の者も共に寺内に隠れ、然る後門を開いて人を入れたのですが、其時の有様といふ
 たら実に狼藉極つたことで（中略）少しく事の鎮つて後、金になる様な品物は多く大阪へ出して売り払ひ、銀札
 の引替の代としましたが、古記録類にはどんなものがあつたかは知りませんが、一休和尚の書いたものや、金春
 の先祖が一休禅師と問答をした時の書などがあるといふことは聞いて居ました。道具の方でも、豊太閤より拝領
 の碁盤だとか、数々由緒付きのものがありませんが、其方は多くは金に代へられて大阪地方へ行ってしまひました。

（大倉繁次郎「金春流の古記録」『能楽』明治44年12月号）

これによると、金春家には当時、「幾棹の長持に納められ」た膨大な古記録が伝えられていたが、慶応四年正月の
 鳥羽伏見の戦いの混乱を受け、金春札の引き換えを求める人々が押し寄せたため、伝来の品の多くが大阪に売りに出
 されたのだという。大倉繁次郎は、この古記録の中に「一休和尚の書いたもの」「金春の先祖が一休禅師と問答をし
 た時の書」、また、道具類として「豊太閤より拝領の碁盤」などがあつたというが、現在、金春家にこれらの書物・
 道具が伝わらないことから、維新後の混乱期に売り払われてしまったと見てよいであろう。古記録・道具類のうち、
 お金に代えられたものの少なくなつたことを、右の記事は物語っているのである。

この時、金春家から売りに出たものには、どのようなものがあつたのだろうか。それを具体的に伝える資料は残さ
 れていないが、金春安住筆「従古代拝領物由緒大概」（金春宗家蔵。表題は端書による）が、一つの重要な手がかり
 を提供する。表題の如く、金春家蔵の拝領品の目録で、前半には金春家伝来の本面や装束についての記述、後半には、
 「家業ニ不相用従往古伝来家宝之品并昔迄拝領持伝之品目録」として、能道具以外の拝領品の細目が掲げられてい
 る。そこに挙がっているのは、以下のような品々である。

仏舍利（聖徳太子ヨリ秦川勝江御附属也）

古仏小像一体（同断御附属、鳥仏師之作）

屏風一双（太閤秀吉公より拝領、極彩色富士山）

屏風一双（彩色並松）

屏風片シ（洛中之図、極彩色古画）

碁盤並碁筒（従秀吉公拝領）

仏子并多福庵之道号（一休禪師御染筆）

掛絡（大徳寺清巖和尚）

十文字鍔懸（従織田信長公拝領）

薙刀（従豊臣秀次拝領）

太刀ノ身・刀ノ身数本（拝領品と斗申伝）

謡之抄式拾冊（従豊臣秀次公拝領）

植字板五音抄式拾冊（右同断拝領）

右はいずれも、現在の金春家には伝わらない。このうち、秀吉公拝領とある碁盤並碁筒は、大倉繁次郎「金春家の古記録」に「豊太閤より拝領の碁盤」に相当するものである。その他にも、一休禪師染筆の「多福庵之道号」など、残っていれば金春家の歴史を語る第一級の資料であったろうと思われるものが少なくない。また、最後の豊臣秀次公拝領という「植字板五音抄式拾冊」は、その冊数と書名から類推するに、古活字版の五番綴謡本であったと思われる。「秀次公拝領」と「植字板」がもし事実であれば、これも謡本史上、きわめて注目すべき資料であったと思われる。なるが、現在の金春家文書に該当する本を見出せない。おそらくは、「数々由緒付きのもの」として、他の多くの拝

領品とともに、維新後に売り払われてしまったのであろう。右に挙げた品々のうち、唯一、現在の所在が確認できるのは、最後から二つ目の、豊臣秀次より拝領の「謡之抄式拾冊」である。すなわち、現在天理図書館に所蔵される写本『謡抄』二十冊が、これに該当の書と思われる。天理図書館本『謡抄』には、以下の奥書がある。

右抄物、前関白秀次卿、御門跡・同御公家・并五山長老中・比叡山、被遂穿鑿、被編立、為後代重宝、然而致執
心雖写置、竹田金春七郎秦氏勝相渡畢、可在家伝者也

慶長十一年七月 日

安威撰津守重佐（花押）

つまり、慶長十一年に安威撰津守が金春七郎氏勝に贈ったのが、この『謡抄』ということになり、豊臣秀次より拝領という先の伝承とは齟齬するが、右の奥書に「右抄物前関白秀次卿」云々とあることから、秀次より拝領という誤った伝承が生まれたのであろう。金春家文書にも、右の奥書を転写した江戸期の紙片がいくつか残されており、天理図書館本『謡抄』がもともと金春家の蔵書であったことは、ほぼ間違いないと言つてよい。⁽²⁾ だとすると、秀次より拝領という「植字板五音抄」も、実際には秀次より後代の、慶長期刊行の古活字版車屋謡本を指している可能性が想定されよう（古活字版『謡抄』は全十冊なので該当しない）。さらには、車屋謡本の刊行自体が、豊臣氏による企画であったことも想像されるのだが、これについてはなお後考を期すことにしたい。ともあれ、これら金春家に伝わった拝領品・宝物の類は、明治初期の段階で相当に散逸していたことが予想されるのである。

一方、金春家伝来の文書は、明治のある時点で、かなりの部分が宝山寺に移されることになる。その時期については明確でないが、『金春古伝書集成』は「恐らくは明治三十年代の中頃と思われる頃」と推定する。特に根拠は示されていないが、明治二十九年に没した金春広成の跡を継いで金春宗家となった武三（八郎義広）が酒に溺れ、家業にも熱心でなかったため、その武三の代に文書の流出があったらう、との判断に拠るらしい。『金春古伝書集成』によ

れば、武三の兄は宝山寺に入って出家して隆範りゅうはんと名乗り、明治二十八年以降は宝山寺管長の要職にあつて、困窮した武三に様々な経済的援助を施したという。そうした事情が背景となつて、金春家文書の大部分が宝山寺に移つたのだと考えられているのだが、今回の調査でも、金春家文書が宝山寺に移つた正確な年時や、その経緯を示す具体的な資料は見つけられなかった。しかし、隆範の事蹟や金春家と宝山寺との関わりについては、いくつか新知見も得られたので、ここに簡単に紹介しておきたい。

金春広成の三男・隆範は安政六年（一八五九）の生まれ。諱が隆範（読みは「たかのり」か）で、「今春隆範」と署名した文書も残されている（金春宗家蔵明治十四年十一月十日付「借用証」）。その隆範が金春家から宝山寺に入つたのは、明治二十一年、隆範三十歳の時のことらしい。すなわち、金春広成の日記『諸用留』（金春宗家蔵）の明治二十一年四月二十日条に、「大和国奈良県下平群郡生駒山宝山寺ヨリ今春隆範籍、東京表神田区小川町四十一番地大藏勝之助方、原籍東京府土族金春広成方へ送籍ニ相成、依テ四月 平群郡郡役所江請込送りニ相成申候事」とある。同年五月二十一日、隆範は同寺の玉置明延の養子となるが、明治二十六年七月、廃嫡となり、一度、金春広成の戸籍に戻っている。そして、その二年後の明治二十八年五月、隆範は再び、同じ宝山寺の駒岡堯空没後の跡相続人として、駒岡家の戸籍に入るのである（『同』）。こうして隆範は駒岡姓を名乗り、これ以降、明治三十八年に亡くなるまで宝山寺に居住することになる。金春宗家には、隆範没後の明治三十八年八月十日、宝山寺住僧の駒岡慧證と、隆範の実弟にあたる金春八郎（武三）との間で交わされた契約書が残る。そこには、隆範が没した後、実家の金春家に対して「遺物」を贈るべきであるが、隆範が多額の負債を抱え、宝山寺の経済が困窮状態に陥っているため、双方で相談の上、以下の事項を契約する、とある。すなわち、①隆範が生前に契約していた九州生命保険の被保険金三千円は、受取人が金春八郎名義となつているが、隆範には多額の負債があり、且つ、保険掛金は宝山寺祠堂金から支払われてい

るため、三千円は全て隆範の負債償却に充てることを金春八郎が了承する、②宝山寺より遺金として千五百円を支払うこととし、そのうち五百円は同年八月十五日付で一括贈与、残りの千円は明治三十八年より二十年間は宝山寺が保管し、その利子として毎年七十円を金春八郎に渡す、以上の二点が定められている。

この契約書の冒頭には「金春ノ目下ノ事情難黙止候ニ付」とあり、両者が右の契約を結ぶ背景に、金春家の逼迫した経済状況があったことが窺える。さらに、契約書の末尾に、「前記各項契約スト雖トモ金春八郎、宝山寺へ対シ反抗ノ所為アル乎、若クハ金春八郎操行不正ニシテ金春本家主人タルニ不似合ノ所行アルトキハ直チニ前項ヲ破毀シ」とあるところを見ると、金春武三の荒んだ生活が宝山寺においても問題になっていたようである。右の契約書に見える隆範の多額の負債というのも、弟・武三への経済的援助がその原因の一つであったことは十分に考えられよう。以上のような状況を踏まえるならば、従来言われているように、金春家文書がその負債の肩代わりとして宝山寺の管轄下に置かれたというのも有り得ることと思われる。しかしながら、前記の契約書にも、当時のその他の文書類にも、金春家文書の移管についての言及は一切見られないのである。

ここで注意しておかなければならないのは、金春家に対する宝山寺の経済援助が明治三十年代に突如、始まったわけではない、という点である。口絵頁に示したように、金春家はすでに慶応三年（一八六七）の時点で、収支の不足分として金百九十両を借り入れている（般若窟文庫蔵『本家方収納勘定帳』）。さらに、金春宗家文書の中にも、明治三十年代を遥かに遡る時期から、宝山寺への借金が繰り返されていたことを物語る以下の資料がある。

覚

一、金三百両

此札六拾七貫式百匁

内四拾貫目 銀札預り

此内拾四貫目 同札戻ス

引ノ式拾六貫目 入

差引 四拾壹貫式百匁

此金 百八拾三兩 金貸分

三步式朱卜十二文目

右之通相違無是候間、御承知可被下候、已上

巳十一月廿一日 宝山寺

掌事(印)

今春様

御役中

年記はないが、貨幣単位として両が用いられていることから、新貨条例が出された明治四年以前の文書であることが確実で、これに該当する「巳」年は明治二年と見て間違いない。右に「銀札」とあるのが、いわゆる金春札を指すのかは不明ながら、維新直後の混乱によって金春家が困窮していた最中の文書ということになる。

このように、金春家は慶応から明治初年の時点で、数度にわたって宝山寺から借金を行っていた。そうした状況を踏まえるならば、金春家文書の宝山寺への移管が、従来言われているような明治三十年代半ばではなく、明治初年にまで遡る可能性が考えられるのではなからうか。宝山寺蔵の金春家文書は、現在、その大部分が般若窟文庫として能楽研究所の所蔵となっているが、般若窟文庫の約二千点に及ぶ文書のうち、最も時代の下る年記を有するのは、明治

四年の『正租納高書上』二冊と、同年の『五ヶ年平均収納米』『租税録書上帳』の以上四冊である。これらは何れも所領の年貢収納に関する帳面であり、明治五年以降の帳面が残されていないのは、所領を没収されたためとも考えられるが、その他の雑々とした文書の中にも、明治二年までの年記は見られるのに、それ以降のものと思しき文書が一点も確認できない。明治期の金春家文書の収納状況がどうであったのか、いまだ十分に明らかになっていない段階で、早急に結論を出すのは控えるべきであろうが、もし、明治三十年代半ばまで、般若窟文庫の文書群が金春家の蔵の中にあつたとすると、そこに明治五年以降の文書が一点も混入しなかつたというのは、やはり不自然ではないだろうか。従来、明治三十年代移管説は、特にそれを示唆する具体的な資料が残されているわけではなく、すでに明治五年頃の段階で、金春家から宝山寺に文書群が移されていた可能性も念頭に入れるべきではないか、と私は考えている。

三、散逸した金春家文書

『国風』明治三十九年十一月号に金剛謹之助の興味深い談話が載っている。その談話によれば、明治二十四年五月、謹之助は東京四ツ谷右京町尾崎忠治の長屋に住んでいた金春広成のもとで、『豊太閤御仕舞附』なる書物を見せられた。同書の序文には次のような内容の文章が書かれていたという。

実に豊太閤の斯道に御熱心なるは嘉すべきであるが何分にも武国の事で御余暇が乏しいためお稽古に不足があり一通りはお学びになつても兎角お忘れ勝であるされば謡の方も十中の九は地謡で諷ふ始末で形はお忘れになると直ちに即席のこちつけを為さる、其形がまた偶然にも当流に無くとも金剛にあるとか喜多にあるとかいふ風に極めて当てはまつた形をなさるので中には全くの御我流でも流儀の形よりも穿ち得て良いがあるので夫等を採用つめて此書を残す

謹之助の記憶に基づく記述であり、原文そのままでないのは惜しいが、謹之助の披見した『豊太閤御仕舞附』が、豊臣秀吉の能愛好に関わる貴重な書物であったことは窺い知れる。しかし後年、金春宗家を継いだ金春七郎広運に、謹之助が右の本のことについて、あらためて尋ねたところ、そのような本はどこにもない、との返答であった。般若窟文庫にも、現金春宗家にも、『豊太閤御仕舞附』なる書物は伝わっていない。おそらく、明治三十年代頃に散逸してしまったのであろう。

右のエピソードは、文書の過半が宝山寺に移された後も、金春家文書の流出・散逸が続いていたことを示唆している。その流出した文書の全容は定かでないが、金春宗家蔵「書物目録」は、この点に関して一つの重要な手がかりを提供する貴重な資料と言えよう。同書は、「山田印行」の罫紙二枚を袋綴にした仮綴本で、以下の目録・書状が記載される。

書物目録

壹号・家伝書	四冊物
貳号・秘事教聚集	三冊物
三号・能仕舞附 <small>因州侯依御所望相勤候</small>	壹冊物
四号・ <small>婚儀</small> 忌嫌文句直愚案 <small>移徙</small>	壹冊物
五号・能組集 <small>文禄己来古キ 年曆次第不同見当方ヨリ写</small>	貳冊物
<small>文化十二乙亥歲從 季槐寄之書留</small> ・秘事統々集	貳冊続キ三冊
六号	
七号・抜き書	壹冊物
八号・表題集	参冊物

九号・前車記

壹冊物

拾号・歌舞かけ橋集乾坤

壹冊物

拾壹号・問覚書(問丸)

全壹冊物

拾貳号・仕形附改正文化年中

貳冊物

拾三号・習之節并鼓行様
大小鼓習手鎖

壹冊物

拾四号・他家系図
他家之系図

端物 貳冊ノ内ノ壹冊
端物 壹冊

拾五号・表 第貳

端物 壹冊

拾六号・面書上控

五座家元名壹冊

拾七号・歌舞両輪前車記

拾八冊

拾八号・百貳十貳番形附子方レ共添フ

四冊揃

右之書類早速御回送可申上候処、本月五日、初会之前後多用ニテ甚延引仕、御詫可申上候、御落手御一報奉願上候

一、先便独吟謠本小包便ニテ差上候、当方ニモ控置度候間、自然御用済ニ相成居候ハ、御返却可被下候

一、拾八号雪月花之卷并装束附ハ故中村平藏氏之所持品之様ニ名前モ記し御座候、先年上京之節、金春磯吉氏モ被尋候時、調へて見出シ置可申候ト申答候品ニ御座候、併写置度候間、御用済之上、磯吉氏へ御談示被下、改メ借用申度、此度詮さくの時初メテ発見之物ニ御座候也

一、此度各番号之書類、若拜見願上候節ハ御免し可被下候、右書類モ跡へ伝へ申品ニ付、御用済之節ハ御返却被下度候

一、此度ハ書物取調ニ付、非常ニ御面倒相掛、厚御礼申上候、先年出京持帰り之品、小生ニモ是大切之物カ、大分不揃之品モ其内ニ有之様見受ラレ候、兎モ角請取候品ハ重立シ品、形附・囃子方心得ナド認メ候物、又広成在世薄様摺之物御尋ニ候へ共、いろくさかし居候へ共、一向見当り兼候、差向テ御入用ラシキ品取揃、差上候間、御高覧可被下候

右は、送付を依頼されていた書物を発送するにあたっての書名目録と、その添状である。原本ではなく、下書きとらしい。筆者も年時も定かでないが、「広成在世薄様摺之物」とあるから、金春広成が没した明治二十九年以後のものと見て間違いないであろう。また、「先年出京持帰り之品」という添状の文言によれば、筆者は東京以外の地に住んでいたものと見られ、右に「御回送」とあるのは、奈良から東京に送ることを指している可能性が高いように思われる。添状に名前が見える中村平蔵は幕末の金春座の地謡方、もう一人の金春磯吉は、『金春古伝書集成』所収の「金春家嫡流并庶流系図」にも所見がないが、明治二十年代には甲府の住で（金春宗家蔵『諸用留』）、明治三十七年に横浜に移住し、同地で謡曲の教授を行っていた人物である（明治四十二年三月二十六日付「横浜貿易新報」）。あるいは金春八左衛門家の一族であろうか。この金春磯吉と中村平蔵の二人には「氏」が付されているのに、金春広成の名には敬称が用いられておらず、このことは、右の添状が金春宗家の関係者によって書かれたものであることを物語っている。金春磯吉の活動時期なども勘案すると、東京に住んでいた金春八郎（武三・義広）に宛てて、奈良の金春七郎広運が送った添状である可能性が高いのではなからうか。金春八郎義広は明治三十九年の没であり、もし右の推測が当たっているとすると、当然、明治二十九年から三十九年までの十年間の文書ということになる。当時の金春家は、八郎義広が、明治十四年に移住した広成の後を承けて、主に東京で活動していたのに対し、七郎広運は奈良を活動の拠点としていた。それは、右の添状に見える状況ともぴったりと符合するのである。

以上の推論に基づいて、金春七郎広運が八郎義広に宛てた目録として、話を進めて行くことにしたいが、この文書によると、広運はこれに先立ち、「独吟謠本」を義広に送ったという。自らも控えをとっておきたいので、用済みとなった後、奈良に送り返すように、と依頼している。その他の文書も、「跡へ伝へ申品」すなわち後世に伝えるべき大切な書物であるから、用済み次第、返却するよう求めており、金春宗家の東京移住後も、金春家文書が原則として奈良で保管されていた様子が窺える。

もつとも、ここに挙がっている文書のうち、現在も金春家に伝わっているのは、「五号」の「能組集」と、「拾八号」の「百式十式番形附」のみのものである（若干の見落としはあるかも知れない）。前者は現在二冊分が合綴されているが、表題に「文禄已来能組集」とあり、各冊の表紙見返しに、「第五号／二冊之内／い号」と、先の目録と同筆跡の墨書がある。後者は「中村平蔵の付」として現在金春家で最も重宝されている型付の一つで、内三冊は「歌舞扇子録」の表題を持ち、各冊に雪・月・花の巻名が付されている。表紙見返しには、先と同様の墨書が見られる。一方、これ以外の書物に関しては、金春宗家文書の中にも該当する資料を見出せない。東京に送ったまま戻ってこなかったのか、あるいは返送後に流出したのか、それについては明らかでないが、これらの文書は既に散逸して、失われてしまった可能性が高いであろう。

従って、これらの文書については、その内容を知ることが、もはや困難になってしまっているのだが、幸い、「壹号」の「家伝書 四冊物」と「拾七号」の「歌舞両輪前車記 拾八冊」については、各冊の書名と目録を書き写したものが残っているので、ここに合わせて紹介しておきたい。やはり、先の目録と同筆により、同じ罫紙に書かれている仮綴本で、表題はないが、仮に「歌舞両輪前車記・家伝書目録抜書」と名付けることとする。全文を翻刻するとかなりの分量になるため、以下に概要のみを記す（掲載の順序は原資料に基づく）。

『歌舞両輪前車記』

- ① 「從寛政十二申三月廿日至享和四甲子二月十四日」
小塩・藤戸・富士山ほか全二十八番
- ② 「文化九壬申年正月廿一日乙未御本丸中奥御能之節」
通盛・邯鄲・安宅ほか全二十四番
- ③ 「寛政八丙辰十一月廿六日夜認め不覚両輪の二字を加ふべきとの夢想到寄りて表題を改」
弓矢立合・融・熊野ほか全十番
- ④ 「從文化十四年三月至文化十五年三月文政元改元五月四日」
橋弁慶・国栖・鵜飼ほか全二十一番
- ⑤ 「文化十三丙子年五月至文化十四丁丑年二月」
土蜘蛛・邯鄲・女郎花ほか全十四番
- ⑥ 「文政十一子三月至」
式正・淡路・千手ほか全九番
- ⑦ 「從文政三年十月至文政五年三月」
忠度・狸々乱・松風ほか全二十二番
- ⑧ 「從文化十年閏十一月中旬至文化十一年九月」
船弁慶・生田・百万ほか全二十五番
- ⑨ 「從文化六年十二月至文化八年十二月上旬」

難波・国栖・羽衣ほか全二十一番

⑩ 「從文化二九甲子年三月至文化三丙丑年二月」

六浦・弓矢立合・竜田ほか全二十三番

⑪ 「從文化十年五月至同年閏十一月上旬」

富士山・楊貴妃・なにはほか全二十五番

⑫ 「從文化十二年五月上旬至文化十二年十一月上旬」

通盛・道成寺・乱ほか全十四番

⑬ 「從文化十一戊十月」

金札・安宅・鵜飼ほか全二十番

⑭ 「從文化十五年三月文政改元五月四日至文政三年五月」

邯鄲・熊坂・船橋ほか全二十五番

⑮ 「從寛政十年三月朔日至同号十一未十二月十九日終」

狸々乱・淡路・金札ほか全十八番

⑯ 「從文政八酉五月至文政十亥二月」

柏崎・弓矢立合・竜田ほか全二十六番

⑰ 「從文化四年正月至文化六年十二月」

国栖・田村・藤戸ほか全二十三番

⑱ 「文化十二乙亥十一月廿六日丁未快晴松平阿波守殿慰能之節」

国栖・項羽・清経ほか全二十三番

『家伝書』

- ①翁・狸々乱伝授之舞・老松彩色之働キ紅梅天女合舞ほか
- ②三輪曲二廻りなし・杜若曲二陰陽之舞但二廻り半・角田川鉦之仕方ほか
- ③野守留・源太夫楽拍子・誓願寺日陰頭来迎拍子ほか
- ④道成寺相伝書

右に掲げた資料のうち、特に注目されるのは、全十八冊に及ぶ『歌舞両輪前車記』（当初の書名は「歌舞両輪記」であったが、夢想によって「前車」の二字を加えたという）である。同書は、目録に見るように、寛政八年（一七九六）から文政十一年（一八二八）の間に演じられた能の型付と見られるが、注目されるのは、この期間がちょうど金春安住の活動期と重なるという点である。書名に安住がしばしば用いる「歌舞」の語を冠することからも、同書が安住の著述である可能性はかなり高いと見てよいであろう。これが実際の演能の型付であることは、以下の理由から明らかである。例えば、文政三年五月から文政五年三月に書かれた『歌舞両輪前車記』には、以下の順で曲目が挙がっている。「(前略) 清経・項羽・鵜祭・照君・田村 (以下略)」。安住の『歌舞後考録』（般若窟文庫蔵）によれば、この曲目は、それぞれ文政五年閏正月二十五日、江戸城本丸中奥での〈清経〉（シテ八左衛門）・〈項羽〉（シテ金春大夫）、同年二月九日、牧野備前守邸での〈鵜祭〉（シテ為三郎）・〈照君〉（シテ八左衛門）、同年三月四日、江戸城本丸での〈田村〉（シテ金春大夫）に対応し、つまりは、八左衛門安住、金春大夫元昭、安住の養子の為三郎安茂らの舞った能の型付を記録したのが、『歌舞両輪前車記』であったと考えられるのである。安住は多数の能伝書や型付の書写を行うとともに、日々の行動を詳細に記録した大部な日記『歌舞後考録』『御用留』を著したことで知られるが

〔能楽資料叢書2 『金春安住集』〔平成二十七年、法政大学能楽研究所〕参照）、それと並行して、自身や金春家の人々が舞った能についても、毎回、詳細な型付を記録していたことになり、あらためて安住の尋常ならざる筆まめぶりに驚かされる。

この他にも、近代になって散逸した文書は多い。野々村戒三が『金春十七部集』（昭和七年、春陽堂）に収めた系譜・伝書のいくつかは『金春安住記』なる書からの転載で、その『金春安住記』は当時、奈良の住で金春流の後援者であった高坂惣七の所蔵であったが、これは確実にもともと金春家文書の一部であったと考えられるし、吉田東伍が『能楽古典 禅竹集』（大正四年、椀屋書肆）を編むにあたって参照した安田善之助所蔵の金春安住筆『金春系譜』三冊⁽³⁾も、おそらくは金春家の蔵書が流出したものである。しかし、前者は戦時中に大阪の某氏に貸し出され、そのまま紛失した由で、後者も大正大震災で焼失したと思しく、ともに今とっては見る事が出来ないのである。⁽⁴⁾

おわりに

以上、金春家文書伝来の経緯について見てきた。最後に、現在所在が明らかになっている金春家文書の所蔵先の変遷を、次頁に図で示しておく。網掛けを付したものが、種々の経緯を経て、現在、能楽研究所の所蔵になっているもので、金春家文書のうち、最も多くの点数を所蔵していることになる。その能研所蔵分と、金春宗家蔵の分とが、点数から言えば、金春家文書の大半を占めることになるが、この他にも、宝山寺・国文学研究資料館に世阿弥・禅竹の自筆文書を含む貴重な資料が所蔵されている。さらに、図には示していないが、天理図書館・春日大社なども若干の金春家旧伝文書を所蔵する。これら現存の文書に加え、既に散逸した金春家文書をも含めた総目録の作成に現在取り組んでいるが、その詳細については、またあらためて報告することとし、ひとまず稿を閉じることにしたい。

注

- (1) 神田裕子「金春宗家蔵『宴曲集卷第二』影印・翻刻・解題」(『演劇研究センター紀要Ⅹ』、平成十九年、早稲田退学演劇博物館。後、『能と古注釈書』[平成二十六年、笠間書院]収録)。
- (2) 伊藤正義「謡抄考(上・中・下)」(『文学』四十五卷十一号)四十六卷一号、昭和五十二・五十三年、岩波書店)参照。
- (3) 佐藤和道「松廼舎文庫旧蔵『金春系譜』所収史料考」(『演劇研究センター紀要Ⅹ』、平成十九年、早稲田大学演劇博物館)参照。
- (4) 川瀬一馬「拾玉得花は世阿弥の著作」(『宝生』昭和十六年十二月号)が言及する川瀬氏蔵の「天明四年八月に安住が伊賀の住人所持の本を移した由の識語がある無外題の一伝書」「享保三年仲春八日に林氏喜が手写した「風曲集」も、もとは金春家文書の一部であった可能性がある。

